

JASSO 第二種奨学金家計基準の参考資料

平成 29 年度在学者用 奨学金案内（大学等）から抜粋

(2) 家計基準

家計支持者（父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の年間の収入及び所得金額から規定で定められている特別控除額（家族構成、家庭事情等により異なる）等を差し引いた金額（認定所得金額）が、収入基準額以下であること。

4人世帯及び5人世帯の収入・所得の上限の目安はおおよそ下記の表の金額以内となります。

【年収・所得の上限額の目安】

(単位：万円)

学種	設置者	世帯人数	通学形態	第一種		第二種		併用	
				給与所得 (注2) 〈収入金額〉	給与所得以外 (注3) 〈所得金額〉	給与所得 (注2) 〈収入金額〉	給与所得以外 (注3) 〈所得金額〉	給与所得 (注2) 〈収入金額〉	給与所得以外 (注3) 〈所得金額〉
大学	国公立	4人	自宅	742	345	1,096	688	680	302
			自宅外	800	392	1,143	735	747	349
		5人	自宅	936	528	1,314	906	898	490
			自宅外	1,030	622	1,408	1,000	992	584
	私立	4人	自宅	800	392	1,143	735	747	349
			自宅外	847	439	1,190	782	804	396
		5人	自宅	1,030	622	1,408	1,000	992	584
			自宅外	1,124	716	1,502	1,094	1,086	678
短大	国公立	4人	自宅	720	330	1,081	673	659	287
			自宅外	785	377	1,128	720	726	334
		5人	自宅	906	498	1,284	876	868	460
			自宅外	1,000	592	1,378	970	962	554
	私立	4人	自宅	783	375	1,126	718	723	332
			自宅外	830	422	1,173	765	787	379
		5人	自宅	996	588	1,374	966	958	550
			自宅外	1,090	682	1,468	1,060	1,052	644
専修学校 (専門課程)	国公立	4人	自宅	685	305	1,056	648	623	262
			自宅外	749	350	1,101	693	687	307
		5人	自宅	856	448	1,234	826	818	410
			自宅外	946	538	1,324	916	908	500
	私立	4人	自宅	779	371	1,122	714	717	328
			自宅外	824	416	1,167	759	781	373
		5人	自宅	988	580	1,366	958	950	542
			自宅外	1,078	670	1,456	1,048	1,040	632

(注1) 想定している世帯構成は次のとおりです。

4人世帯：本人、父、母（無職無収入）、公立高校生の弟妹1人

5人世帯：本人、父、母（無職無収入）、公立高校生の弟妹1人、中学生の弟妹1人

(注2) 給与所得者の場合、源泉徴収票の支払金額等の年間の収入金額です。詳しくは29～30ページを参照してください。

(注3) 給与所得者以外の場合、所得税の確定申告書における所得金額です。詳しくは29ページを参照してください。

II. 収入に関する証明書類

収入に関する証明書類 フローチャート

収入に関する証明書類の提出が必要な人は、申込者と同一生計の家計支持者（父母。父母がいない場合は、代わって家計を支えている人）です。それぞれの人がフローチャートを確認して、必要な証明書類をすべてそろえてください。

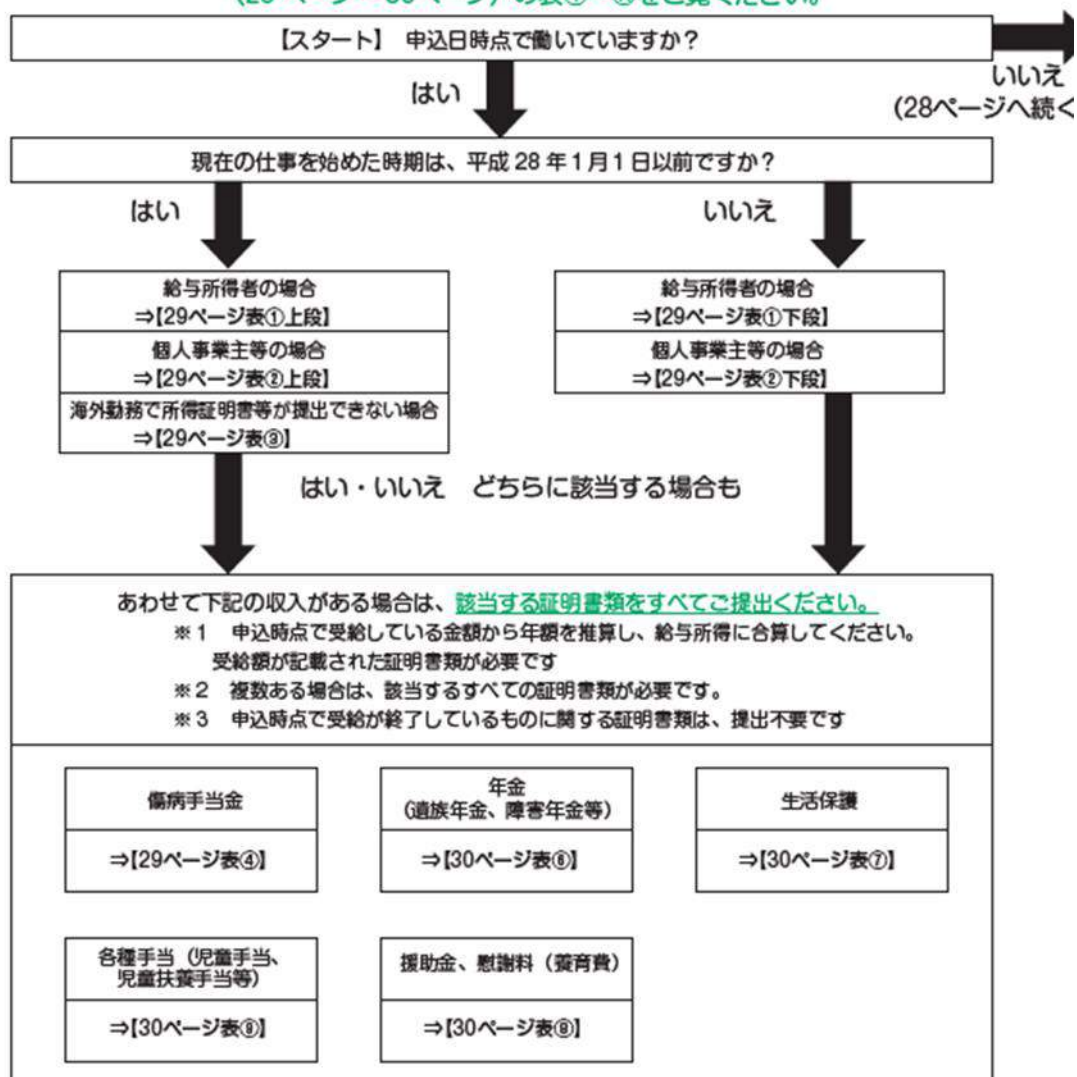
申込者と父母（どちらか一方も含む。）が別居している場合でも、生計が同じであれば、父母両方の収入に関する証明書類の提出が必要です。収入に関する証明書類提出必要者については28ページを参照してください。

※無職（専業主婦（夫））や扶養されている場合でも収入に関する証明書類を提出する必要があります。

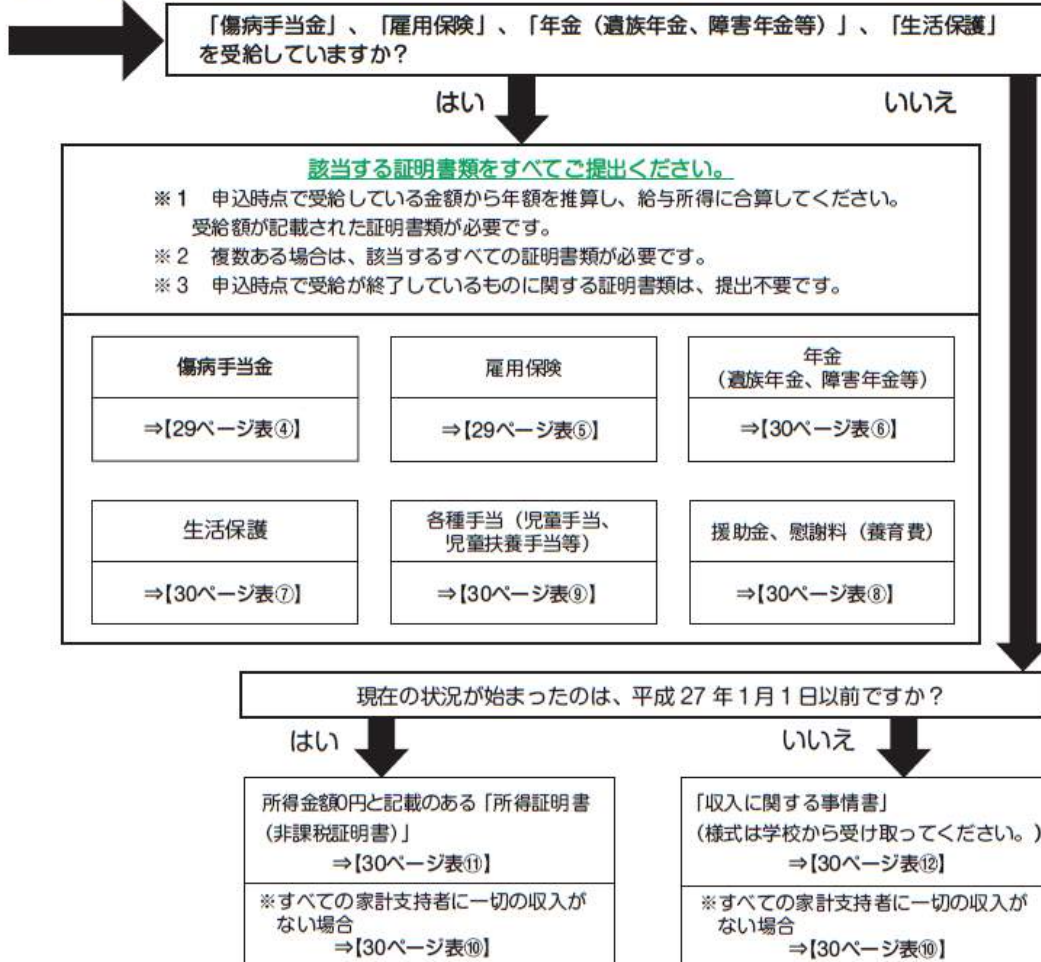
★ 特別な事例の場合

・申込者本人が児童養護施設等に在籍している場合 → 【30ページ表⑧】 ・申込者本人が里親に養育されている場合 → 【30ページ表④】

証明書類の詳しい説明は、「収入に関する証明書類の提出一覧」
(29ページ～30ページ)の表①～④をご覧ください。



(27ページより続く)



〈対象者と必要書類一覧(例)〉

	状態	書類必要(○)・不要(×)	必要書類
例1	父：会社員	○	源泉徴収票
	母：無収入 (専業主婦など)	○	所得金額0円と記載のある所得証明書 または所得金額0円と記載のある非課税証明書
例2	父：会社員	○	源泉徴収票
	母：パート	○	源泉徴収票
例3	父：自営業	○	確定申告書(第一表と第二表)
	母：無収入 (専業主婦など)	○	所得金額0円と記載のある所得証明書 または所得金額0円と記載のある非課税証明書
例4	父：自営業	○	確定申告書(第一表と第二表)
	母：パート	○	源泉徴収票
例5 ※一人親の場合	母または父：会社員	○	源泉徴収票
	祖父：年金	×	(書類不要)
例6 ※一人親の場合	母または父：会社員	○	源泉徴収票
	兄：会社員	×	(書類不要)
例7 ※一人親の場合	母または父：パート (祖父母からの援助あり)	○	源泉徴収票 援助の年額の証明(様式自由：援助者が作成し、署名・押印)
	父：会社員	○	源泉徴収票
例8 ※家計支持者が3人以上	父：会社員	○	源泉徴収票
	母：パート 祖父：年金	×	(書類不要)

(注) 無収入……機構では、祖父母からの援助金、慰謝料等の非課税の援助金、障害・遺族年金、生活保護、児童扶養手当、児童手当等の公的手当を含む一切の援助を受けていない状態を無収入としています。

●収入に関する証明書類の提出一覧

27～28ページ「収入に関する証明書類 フローチャート」に応じて必要な証明書類をまとめてあります。表の最後に記載している注意事項もよく読んでください。

●(注1)～(注8)は、30ページに記載していますので、あわせてご覧ください。

●複数の収入がある人は、それぞれ該当する証明書類を提出してください。

(例) パートをしていて、各種手当を受給している。→下表の①及び⑤の証明書類を提出

収入状態		必要書類	スカラネット入力の説明
①給与を受けている	平成28年1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態	源泉徴収票のコピー（勤務先から平成29年1月に交付） 勤務先に依頼すれば何度でも発行されます。 ※支払報告書は受付できません。 ※2が所以上から給与を得ている者（注1）参照 ※海外勤務者（注3）参照 33ページ「1 源泉徴収票を用いる場合」も、あわせてご覧ください。	源泉徴収票 「支払金額」を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。
	平成28年1月2日以降に就職・転職あり	年収見込証明書（新勤務先発行）あるいは新勤務先の直近3か月以上の給与明細のコピー ※源泉徴収票は受付できません。 ※旧勤務先の証明書は必要ありません。 ※（注2）参照	年額を推算し給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。 ※年収見込証明書は、年収見込額を入力します。 ※給与明細のコピーを使用する場合は、左記必要書類の余白に計算式（下記）を、あらかじめ記入してください。その金額を入力します。 計算式 平均月収（非課税の交通費を除く）×15 平均月収（非課税の交通費を除く）×12 （ボーナスの出ないことが明らかな場合） 書類に計算式記入無しの場合は、×15で計算します。
②商店・農業等を営んでおり確定申告をしている	平成28年1月1日以前から同じ業務形態	税務署の受付印のある確定申告書（第一表と第二表）（控）のコピーあるいは受付印のある市（区・町・村）民税・県（都道府）民税申告書（控）のコピー（平成29年2月～3月に申告したもの）（注3）参照 ※確定申告書（控）に税務署の受付印がない場合の取扱い（注4）参照 ※電子申告をした場合の取扱い（注5）参照 ※「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の取扱いについて（注6）参照 34ページ「2 所得税の確定申告書を用いる場合」も、あわせてご覧ください。	「確定申告の控における収入・売上金額」欄、「確定申告の控における所得金額」欄へ、それぞれ入力します。 ※税務署の受付印がない場合（注4）もスカラネット入力においては、確定申告書の金額を入力します。 ※給与と収入が含まれている場合 収入金額等の給与収入部分は、「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。詳しくは、34ページ「◆平成28年分確定申告書Bの例」をご覧ください。
	平成28年1月2日以降に開業・廃業等あり	直近3か月以上の帳簿等のコピー ※（注2）参照 ※確定申告書は受付できません。	年収、所得を推算し「確定申告の控における収入・売上金額」欄に記入します。左記必要書類の余白に計算式を記してください。 ※計算式の記入がないときは選考を受けられなくなります。
③海外勤務のために源泉徴収票や確定申告書（控）が提出できない場合	会社の給与支払明細書（平成28年1月～12月分）もしくは 昨年1年間の年収証明書（勤務先から証明を受けてください。様式自由） ※証明書の余白に「海外勤務」と記入してください。 ※日本語以外の言語、日本円以外の通貨で作成されている場合は、簡単な日本語訳と、申込時点での円換算の計算式を余白や別紙に記入してください。	年額を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。 ※控除前の総支給額を使用してください。 ※日本円以外の通貨で作成されている場合は、日本円に換算して入力してください。	
④傷病手当金を受給中	傷病手当金通知書のコピー（全国健康保険協会等より交付）	年額を推算し給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。 ※左記必要書類の余白に計算式（年額）を記入してください。給与も支給されている場合は、休職中の年収見込証明書または給与明細のコピーも添付し、合算します。	
⑤雇用保険基本手当（失業給付）を受給中	雇用保険受給資格者証のコピー（ハローワークより交付）	〔基本手当日額×所定給付日数－平成28年12月以前の受給額〕を給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。 ※左記必要書類の余白に計算式を記入してください。	

収入状態	必要書類	スカラネット入力の説明
⑥年金を受給中 (※遺族年金を含む)	年金振込通知書のコピーあるいは年金額改定通知書のコピー (日本年金機構等より交付)	年額を給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。
⑦生活保護を受給中	生活保護決定(変更)通知書のコピー (住所地の市区町村福祉事務所より交付) ※(注7)参照	年額を推算し給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。 ※左記必要書類の余白に計算式を記入してください。
⑧祖父母(または親戚等)からの援助金や離婚後養育費	援助の年額の証明(様式自由:援助者が作成し、署名・押印)(注8)	援助の年額を給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。
⑨各種手当(児童扶養手当、児童手当など)	通知書のコピー (住所地の市区町村より交付)	年額を推算し給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。 ※左記必要書類の余白に計算式(年額)を記入してください。
⑩収入が無く、預・貯金を切り崩して生活(父母ともに無職・無収入の場合)	生活費の出し入れに使用している預貯金通帳(口座名義人と直近3か月分程度の記帳の部分)のコピー及び収入に関する事情書(書式は学校から受けとってください)及び所得金額0円と記載のある所得証明書または所得金額0円と記載のある非課税証明書のコピー(市区町村発行)(31ページ囲み記事参照)	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0(ゼロ)」と入力します。
⑪平成27年1月1日以前から申込時点まで収入が無い(専業主婦・夫等)	所得金額0円と記載のある所得証明書または所得金額0円と記載のある非課税証明書のコピー(市区町村発行)(31ページ囲み記事参照)	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0(ゼロ)」と入力します
⑫平成27年1月2日以降に退職し、その後無職・無収入(父母いずれか一方がこの状態になった場合)	収入に関する事情書(書式は学校から受けとってください)	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0(ゼロ)」と入力します。
⑬申込者本人が施設に在籍者	施設在籍証明書(施設長より交付)	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0(ゼロ)」と入力します。
⑭里親による養育を受けている	児童(里親)委託証明書 (児童相談所より交付)	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0(ゼロ)」と入力します。

【注1】同一人で2か所以上から給与を得ているため、確定申告をした場合は、源泉徴収票の代わりとして税務署の受付印のある確定申告書(第一表・第二表)あるいは受付印のある市(区・町・村)民税・県(都道府)民税申告書(控)のコピーを提出してください。その際は、確定申告書の収入金額等欄の給与額を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。また、給与と各種手当を受けている場合も合算金額を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。

収入状態	スカラネット入力の説明
2か所以上から給与を受けている	収入金額等欄の「給与」の金額を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。
給与(または公的年金等)を受けており、かつ商店・農業等を営んでいる	収入金額欄の「給与」、「公的年金等」の合計金額を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力、それ以外の項目の合計金額を「確定申告の控における収入・売上金額」欄に入力、所得金額欄の「給与」、「公的年金」以外の項目の合計を「所得金額」欄に入力します。

【注2】平成28年1月2日以降に家計の状況に変更(就職・転職等)があった場合、源泉徴収票あるいは確定申告書(控)では申込日現在の状況を証明できません。29ページの表に記載のとおり、書類を準備してください。

【注3】「市民税・県民税申告書(控)」は確定申告書(控)と同等の効力をもちます。「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」、「納税証明書」は証明書類として認められません。

【注4】確定申告書(控)に税務署の受付印がない場合は、確定申告書(控)に、市区町村発行の所得証明書または課税証明書、税務署発行の納税証明書(その2)のいずれかを添付し、2点を提出してください。

【注5】確定申告を電子申告(e-Tax)により行った場合は、税務署受付印が確認できないため、「申告内容確認票」に「受付結果(受信通知:「メール詳細」画面)」または「即時通知」を添付してください。

【注6】「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」は、確定申告を行う必要がある所得ですので、確定申告書(控)を提出してください。

【注7】生活保護適用証明書(金額の記載のないもの)は不可です。必ず保護受給額が記載された証明書を提出してください。

【注8】他に収入がなく援助のみで生活している場合は、必要書類に加えて、所得金額0円と記載のある所得証明書または所得金額0円と記載のある非課税証明書のコピー(31ページ囲み記事参照)、及び収入に関する事情書(書式は学校から受けとってください)を提出してください。

所得金額「0円」と記載のある「(非)課税証明書」または「所得証明書」について

①所得金額「0円」と記載のある「(非)課税証明書」または「所得証明書」は、申込時点で取得できる直近の年の分で結構です(平成28年分がまだ発行できない時期は、平成27年分まで可)。平成28年分の証明書は、市区町村役場によりますが、概ね平成29年6月上旬以降の発行となります。

②「(非)課税証明書」等の名称は市区町村役場により異なりますが、所得金額「0円」と記載のある証明書を提出してください。

③合計所得金額が「0円」であったとしても、所得の内訳欄(「給与収入額」や「年金収入額」等)に金額の記載がある場合は、「0円」の証明書として使用することはできません。27ページ「収入に関するフローチャート」にしがたい、正しい書類を提出してください。

④当該金額欄が「*」(アスタリスク)、「-」、「空白」または「非課税証明のみ」等の「0円」と記載の無い場合は、証明書として認められません。ただし、住所地の市区町村役場で所得金額「0円」と記載のある証明書が発行されない場合には、学校に申し出て「収入に関する事情書」を提出してください(書式は学校から受け取ってください)。

⑤収入が少ないまたは無収入のため確定申告をする必要がない等の理由から、税の申告を行っていないために「(非)課税証明書」を取得できない場合は、早急に市区町村役場に平成28年分「市(区・町・村)民税・県(都道府)民税申告書」の手続きを取り、「市(区・町・村)民税・県(都道府)民税申告書(控)」のコピーを提出してください。収入や所得があれば、その金額を1万円未満切り捨てし、スカラネットに計上します。

所得金額0円と記載のある所得証明書(例)

平成28年度 特別区民税・都民税 課税証明書

課税額を課税者の住所		東京都特別区民税(区)1-2-3	
区	区	区	区
平成27年度の所得	所得	所得	所得
課税所得額	所得	所得	所得
給与収入額	所得	所得	所得
年金収入額	所得	所得	所得
所得	所得	所得	所得
所得	所得	所得	所得

上記のとおり内容に間違いありません。

平成 28年 4月30日 ○○○ 課税証明書

IV. 特別控除に関する証明書類

次の(1)～(5)に該当する場合で証明書類が提出できる場合((1)は除く)は、特別控除を受けることができます。該当する項目があれば、「スカラネット入力下書き用紙」④ページ「J-特記情報」欄に必要事項を記入してください。(2)～(5)は証明書類が提出できない場合は、特別控除を受けることができません。

- (1) **あなたの家族は、母子または父子家庭ですか。**
該当する場合は、在籍する学校で面談等により認定(事実確認)を受けてください。
- (2) **家族の中に障害のある人がいますか。**
該当する場合は、障害者手帳等のコピーを提出してください。
- (3) **主に家計を支えている人(父及び母またはこれに代わって家計を支える人)が単身赴任等で別居している場合、別居による住居・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費はいくらですか。**
該当する場合は領収書のコピーを提出してください(単身赴任等で別居している者の氏名記載がないレシート等は不可)。「通帳のコピーのみ」「請求書のみ」では、領収書と認められません。領収書の代わりとして通帳を提出する際は、その請求書・契約書も併せて添付してください。添付がない場合は、控除の対象となりません。
別居が1年に満たない場合は領収書等から年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。
上記に掲げる項目以外(引越代、食費、帰省交通費、電話代、NHK受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代等)は控除の対象となりません。
- (4) **あなたの家族に6か月以上にわたり療養中の人または療養を必要とする人がいる場合、療養のために必要な1年間の支出金額を推算するといくらになりますか。**
該当する場合は直近6か月分(長期療養が見込まれるが、療養開始から6か月経過していないときは、申込時点の分まで)の領収書のコピーを提出してください(長期療養を受けている者の氏名の記載のない領収書は不可)。1年間の支出金額の計算式を添付してください。

控除の対象項目	証明書等	発行者(所)
医師または歯科医師への診療・治療費	・経常的に支出している金額を証明できるもの(領収書等)	・病院等(医師) ・看護人(派出所) ・薬局 ・介護サービス提供事業者等
病院、診療所への入院費用		
マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費		
治療または療養のための医薬品費		
病院、診療所への通院費用(必要不可欠なものに限る。)		
看護人に対して支払う費用(贈り金を含む。)		
介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額		

- *健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額は除きます。
*光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等は除きます。
*証明書類は一切返却しません。後日原本が必要となるもの(医療費の領収書等)は必ずコピーを提出してください。
*申込時点で療養を終えている人は、控除の対象となりません。

- (5) **この1年間に火災・風水害または盗難などの被害を受けたことがあり、長期(2年以上)にわたって支出の増加または収入の減少がある場合、その1年分の金額はいくらですか。**
該当する場合は、被害を受けたことの証明書(罹災証明書・盗難届の証明書(届出受理番号等))と被害により生じた実費を証明する領収書のコピーを提出してください。
長期にわたって支出の増加または収入の減少がある場合とは、それまでの家屋に居住できない場合の賃貸費、店舗・農地等が使用不能となった場合の売上の減少などを指します。支出の増加または収入の減少が発生してから1年未満の場合は、年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。
(注)保険・損害賠償等によって補てんされた金額は控除額から除きます。単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではありませんので、注意してください。

※(3)～(5)についての控除額は、万円未満を切り上げて入力します。 例)14,300円→2万円

JASSO 第二種奨学金家計基準の参考資料

(2) 家計基準

本人及び配偶者（配偶者は定職収入がある場合のみ）の平成28年分（1～12月）の収入金額（※1）が、収入基準額以下であることが必要です。なお、配偶者が給与所得者の場合は、配偶者のみ下表の【参考】給与所得控除をいたうえて、本人の収入金額と合算します。

収入基準額					
第一種奨学金※2		第二種奨学金		併用（第一種・第二種）	
修士・博士前期課程 専門職大学院課程	博士・博士後期課程 博士医・歯・薬・ 獣医学課程	修士・博士前期課程 専門職大学院課程	博士・博士後期課程 博士医・歯・薬・ 獣医学課程	修士・博士前期課程 専門職大学院課程	博士・博士後期課程 博士医・歯・薬・ 獣医学課程
299（万円）	340（万円）	536（万円）	718（万円）	284（万円）	299（万円）

【参考】給与所得の控除額（配偶者のみ）※3

年間収入金額（控除前）	控除額
400万円以下の場合	年間収入金額×0.2+214万円
（ただし、年間収入金額が268万円未満の控除額は年間収入金額と同額である。）	
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

※1 収入金額については、24ページ「Ⅲ. 収入に関する「スカラネット入力下書き用紙」の記入要領」をご覧ください。

※2 第一種奨学金については、収入基準額を超えていても採用される場合がありますので、学校に確認してください。

※3 配偶者の給与所得の控除については、奨学金申込画面（インターネット）に入力すると自動計算となりますので、必ず控除前の年間収入金額を入力してください。

II. 収入に関する証明書類

本人及び配偶者（配偶者については定職収入がある場合のみ）の証明書類が必要です。

なお、生活費や授業料等の支払いに対し、収入金額が合理的な金額であるよう申告してください。収入の合計金額を「〇」万円とする等、学費や生活費に不十分な額とはしないでください。

(1) 収入の種類と「【用紙②】収入計算書」及びスカラネットに記入・入力すべき内容

	対象者		該当する主な収入	記入すべき1年分の収入金額		注意事項
	本人	配偶者				
定職	○	○	勤務条件が常勤である場合の収入	給与所得者の場合、「平成28年分源泉徴収票」の支払金額 給与所得者以外（個人事業主等）は「平成28年分所得税の確定申告書（控）」の「所得金額」、または「平成28年分市県民税申告書（控）」の「所得金額」		給与所得とは給与・賞与、専従者給与等を指します。
アルバイト	○	-	定職以外の収入	複数の支払い元がある場合は、収入の合計金額		宿直・ビルの管理人等の場合、「週あたりの就労時間」には拘束時間ではなく実働時間をスカラネットに入力してください。
父母等からの給付額	○	-	本人の日常生活において、父母等の家計から支出されたもの	自宅通学者	食費・住居費など金銭・物品を問わず、本人の日常生活において、一般的に家計から支出されるものを金額に算定し、更に、授業料・通学費・小遣い等、本人に支給または本人に代わって家計から支出した金額も算定して合計した金額	日常生活費（食費・住居費・光熱費等）については、世帯全体の年間経費を家族数で割ったものを本人への年間給付額とみなしてください。
				自宅外通学者	金銭・物品を問わず、本人が父母等により給付を受けた金額、及び父母等が本人に代わって負担した金額の合計額	
奨学金	○	-	1年間に受けたすべての給付・貸与奨学金	1年間の奨学金の合計額		現在申込中のものは除きます。
その他の収入	○	-	上記いずれにも当てはまらない収入及び預貯金の取り崩し額等	失業給付・児童扶養手当等の受給額、預貯金取り崩しの合計額		預貯金の取り崩しについては、(注1)をご覧ください。

(注1) 預貯金を取り崩して生活をしている場合は、「その他の収入」に取り崩した預貯金額を入力してください。

(注2) 本人の日常生活を営む上でかかる費用が父母等の家計より支出されている場合は、その額を「父母等からの給付額」欄に入力してください。

(注3) 前年（平成28年）の収入金額に対して、本年（平成29年）の収入見込額に変動がある場合は、本年見込額も入力する必要があります。前年と変動がない場合本年見込額の記入・入力は不要です。

(2) 収入に関する必要な証明書類（証明書類はコピー可です。提出された証明書類は返却できません。）

「【用紙②】収入計算書」に必要な事項を記入し、該当する証明書類を添付のうえ、学校に提出してください。

平成28年（1月～12月）の証明書類の提出が必要な場合	定職収入がある場合	源泉徴収票（給与所得者） 所得税の確定申告書（控）（給与所得者以外） *確定申告書（控）に受付印がない場合は市区町村役場発行の所得証明書も必要 *確定申告を電子申告（e-Tax）により行った場合は、「申告内容確認票」に「受付結果（受信通知：「メール詳細」画面）」または「即時通知」を添付
	アルバイト収入の場合	アルバイト先の源泉徴収票、給与支払証明書 等
	父母等からの給付額	給付の年額の証明（【用紙②】「収入計算書」裏面：父母等が記入、自署・押印）
	奨学金を受けている場合	奨学生採用決定通知 奨学金受給額を証明する書類
その他	雇用保険受給資格者証、各種手当の通知書、生活費の出し入れに使用している預貯金通帳（口座名義人と直近3か月程度の記帳部分）のコピー等	
上記以外に平成29年の証明書類も併せて提出が必要な場合	収入に変動がある場合	給与明細・年収見込証明書（定職・アルバイト収入がある場合） 退職証明書 当該収入を証明できる書類（奨学金・その他の収入がある場合は、上記の平成28年の取扱いと同様）

(注) 「収入計算書」について

- 収入金額を推算する必要がある場合は、裏面の余白に計算式を記入してください。
- 支出項目については、「日常生活費」「授業料（設備拡充費、実習費等は含まない授業料年額）」「通学費」「その他の費用」に分類し、それぞれ支出した金額を自己申告により記入してください（証明書類不要）。
- 本年見込額について前年と変動が無い場合、収入見込額欄及び支出見込額欄の記入は不要です。